

## 1.2.1 住家被害認定

能登半島地震における住家被害認定は、基本的に内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、内閣府指針と記す）に則って実施された。輪島市では、新潟県中越地震の被災地の一つである小千谷市からの支援を受け、小千谷市で実施された調査方法をもとに、調査体制が構築された。

輪島市の一次調査の担当部局は都市整備課であり、同課には建築職職員を数人配しており、彼らを中心として調査体制が構築された。調査員は、都市整備課職員を核に他都市からの応援職員も加え、2～3人一組の調査班が構成された。一次調査は外観目視調査、被害が大きい輪島市門前地区と河井町・鳳至町地区などについては悉皆調査、その他の地区は調査申請に基づいて調査を実施した。

調査対象建物は、罹災証明書が被災者生活再建支援法のみならず、その他の多くの民間の被災者支援に活用される現状に配慮して、住家のみならず、蔵、納屋など存在するすべての建物を対象とした。そのため1つの敷地で複数の建物を調査する必要が発生し、調査効率の低下がみられた。特に輪島市の場合、蔵の損壊が激しい上に住家と隣接しているため、その判定には多くの時間を要した。建物1棟あたりに要した調査時間は、平均で10～15分であった（写真12.1.1）。使用した調査票を図12.1.1に示す。調査は3月26日より開始され、4月12日までの17日間で約11,000棟（住家約7,000棟）を調査した（図12.1.2）。

能登半島地震における住家被害認定調査では、石川県の調整で、その他の被災市町村も輪島市と同様の調査方法をとることが推奨され、被災市町合同説明会が実施された。これにより、新潟県中越地震の際に問題となった被災市町村間の調査結果の格差の問題はほとんど発生していない。さらに輪島市では、住家被害認定調査が終了したことを示す調査済証を開発し、調査が終了した住家に貼り付け、調査の終了を明示した（図12.1.3）。

外観目視調査の結果に基づいて罹災証明書が発行される。しかし、この判定に納得がゆかない被災者に対しては、申請によって再調査が実施された。再調査は内閣府指針に基づき、外観および内観に現れた被害を目視によって判断する調査である。調査員は、その場で調査結果を被災者に説明し、同意してもらう必要がある。そのため建物1棟あたりに要する時間は、調査が約30～45分、結果の説明に約30～45分、合計60～90分であり、一つの調査班が一日に調査できる件数は、4～6件程度であった。

輪島市の再調査の担当は税務課、調査員もほとんどが輪島市税務課職員であった。再調査は4月10日から開始され、2008年7月31日現在、総調査棟数18,265棟に対して再調査棟数1,695棟であり、再調査率は9.3%であった。

輪島市の住家被害認定の特徴は、1) 被災経験を持つ多くの自治体の応援が効果的であった、2) 調査の運用に関しては過去の対応事例に基づいた意思決定がなされた、などがあげられる。一方、問題点として、3) 被害の状況の記録方法や被害量の評価方法にばらつきが見られた、4) 建物の補修工法と被害認定結果に関連性がなく、被災者の理解を得難い、5) “建物一棟”の定義が曖昧であり、調査者間で解釈にばらつきが発生した、などがあげられ、結果として外観目視調査の結果に納得せず、再調査を申請する被災者が多く発生した。

第12節 被災者・被災事業者の再建支援



写真 12.1.1 一次調査の様子

**地震被害外観目視調査 住家被害調査票 木造・プレハブ用（ボード壁面用）**

調査日 年 月 日 時 分 被害場所(被災した部分) 記号別

所在地  再建築

所有者名 居住者名

調査員名

**被害パターンチャートによる建物全体の判定**

START ▶ 被害もしくは上部被害が認められるか？

地震被害の程度 熱線破壊や変状が認められるか？

上部被害の程度 屋根が破損しているか？

判定結果

**判定チェックシートによる部位の判定**

被害の程度	被害の様子	被害の数	損傷の数
0%	被害が認められない	0	0
0-10%	被害の一部分にだけ認められるもの	1	1
10-20%	被害の一部分にだけ認められるもの	2	2
20-30%	被害の一部分にだけ認められるもの	4	4
30-70%	被害の一部分にだけ認められるもの	8	8
70%~	被害の大部分に認められるもの	13	13

被害の程度	被害の様子	被害の数	損傷の数
0%	被害が認められない	0	15
0-10%	目立たず認められるもの	4	19
10-20%	目立たず認められるもの	13	26
20-30%	目立たず認められるもの	21	33
30-45%	目立たず認められるもの	32	41
45-60%	目立たず認められるもの	45	52
60%~	目立たず認められるもの	68	71

損傷点数の集計 =

点検箇所から該当箇所を点検する

20

**被害認定用パターンチャート (ボード壁面用)**

**被害程度の目安 (数字は損傷部分の割合)**

被害程度	無被害	一部被害	半壊	大規模半壊	全壊	崩壊
被害程度	被害なし	被害が発生 高の約1/3以下が損傷	被害が発生 高の約1/2以下が損傷 小規模被害が大きい	被害が発生 高の大部分が損傷 構造被害が大きい	被害が発生 高の大部分が損傷 高層に被害が及び易い	被害が発生 高層が崩壊 瓦崩壊になる

**屋根の損傷の様子 (数字は損傷部分の割合)**

被害程度	0%	0-10%	10-20%	20-30%	30-70%	70%~
被害の様子	被害が認められない	被害の一部分にだけ認められるもの	被害の一部分にだけ認められるもの	被害の一部分にだけ認められるもの	被害の大部分に認められるもの	被害の大部分に認められるもの

**壁の損傷の様子 (損傷箇所を含む/数字は損傷部分の割合)**

被害程度	0%	0-10%	10-20%	20-30%	30-45%	45-60%	60%~
被害の様子	被害が認められない	被害の一部分にだけ認められるもの	被害の一部分にだけ認められるもの	被害の一部分にだけ認められるもの	被害の大部分に認められるもの	被害の大部分に認められるもの	被害の大部分に認められるもの

図 12.1.1 輪島市で使用された調査票

第1.2節 被災者・被災事業者の再建支援

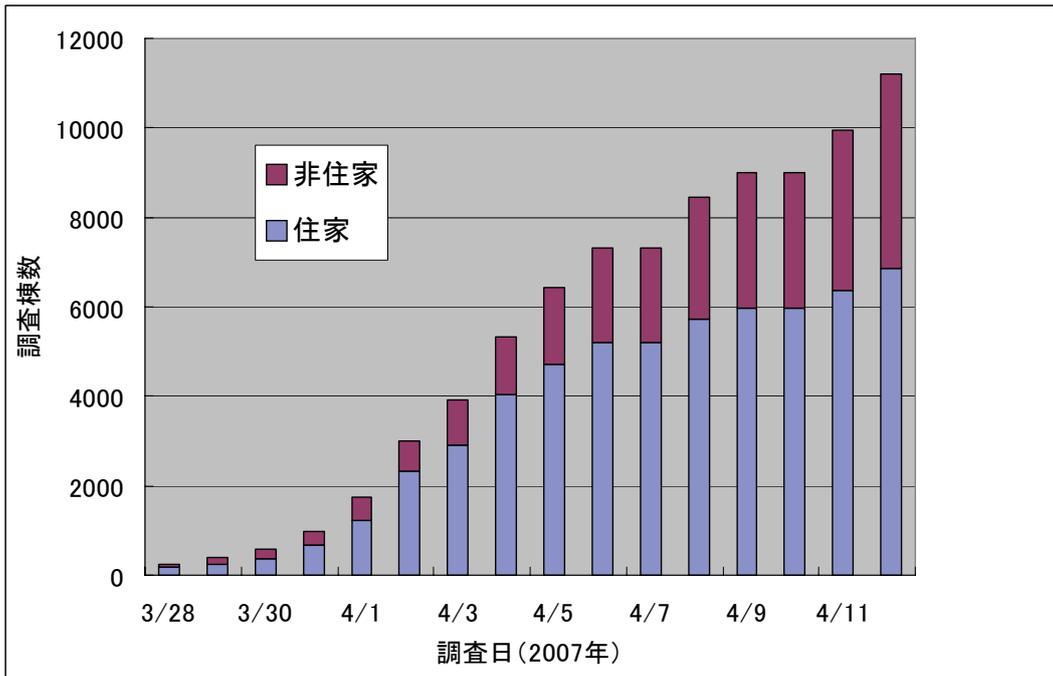


図 12.1.2 輪島市の一次調査進捗状況

**調査済証**

整理番号	
この建物は、り災証明のための調査を行いました。下記の調査日より1週間後から、り災証明の交付申請の受付をいたします。 (この用紙と印鑑が必要です。)	
調査日時 4月 日 午前・午後 :	
問い合わせ先 【倒壊建物の除去について】 輪島市環境対策課 電話 23-1853 【り災証明について】 輪島市税務課 電話 23-1126	

**調査済証**

整理番号	
この建物は、り災証明のための調査を行いました。内閣府の指針に基づき、外観調査の結果、無被害と判定されました。	
調査日時 4月 日 午前・午後 :	
問い合わせ先 【倒壊建物の除去について】 輪島市環境対策課 電話 23-1853 【り災証明について】 輪島市税務課 電話 23-1126	

図 12.1.3 被害認定調査 調査済証

## 1.2.2 り災証明書の発行

輪島市では、建物被害認定調査の一次調査結果に基づいて罹災証明書が発行された。り災証明書の発行担当は、税務課であった。そのため、被害認定調査を担当した都市整備課より調査結果を毎日入手し、エクセルによってデータベースを構築した。

り災証明書発行は、それぞれの建物の被害認定調査の終了後、数日で順次発行する、逐次発行方式であった。この方式のメリットとしては、被災者にいち早くり災証明書を発行できる点、一度に被災者が発行所に押し寄せることが少なく発行所の管理が容易な点などがあげられるが、一方で毎日更新されるデータベースの管理が複雑化し、正確なデータ管理には多くの経験と技術が必要となるデメリットがある。輪島市におけるり災証明書発行は、調査が開始された直後の3月27日から開始された。発行窓口は市役所税務窓口であったが、発行窓口には被災者が集中するなど大きな混乱の発生は見られなかった（写真12.2.1）。

輪島市におけるり災証明書の発行手順を図12.2.1に示す。まず、建物被害認定調査が終了すると、それぞれの建物には調査済証が建物に貼り付けられる。そこで被災者はこの調査済証を添付してり災証明書発行申請をおこなう。被災者からの発行申請を受け付けると、申請書の住所・氏名によって本人確認をおこない、調査済証のID番号で調査結果との照合をおこなう。さらに、住民基本台帳と照合し本人・世帯の情報を確認し、家屋台帳と照合し、該当建物の確認をおこなう。これらの情報を確認した後、必要な情報をり災証明書に入力する。り災証明書への記載内容は、り災者の情報（住所、現在の連絡先、氏名）、り災世帯の構成員の情報（氏名、続柄、性別、生年月日）、り災場所等の情報（り災場所、建物種別（持ち家、蔵など）、区分（現住、非現住））、り災程度（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）、り災の原因（平成19年3月25日に発生した、能登半島地震による）、および、り災証明書番号、発行年月日であった（図12.2.2）。最後にり災証明書は、輪島市役所の不正防止処理を施した用紙にプリンターから出力され、公印がおされ被災者に手渡された。

発行業務の簡素化のため、り災証明書は原則として1建物につき1枚の発行とし、支援の申請などによって証明書を提出する必要がある場合には、そのコピーを提出することとした。

輪島市におけるり災証明書発行の特徴は、はじめて調査済証を採用したことによって、一つの敷地に複数の建物が存在する場合、すなわち一つの世帯が複数の建物のり災証明書を申請する場合においても、調査済証のID番号によって調査データとそれぞれの建物とを一対一に対応させることが可能となり、り災証明書発行の精度を高めたことがあげられる。一方で課題としては、調査データのデータベース構築において、一次調査データの入力、り災証明書の発行、再調査申請の受付、再調査の結果の入力、再調査結果に基づくり災証明書の発行など、複数のデータ処理業務が同時進行するような複雑なデータベース管理が必要となり、データの確認に多くの追加的作業が必要となった点があげられる。今後、り災証明書発行に続く被災者生活再建支援業務とのデータの連携など一元的なデータ管理システムの構築の検討が望まれる。

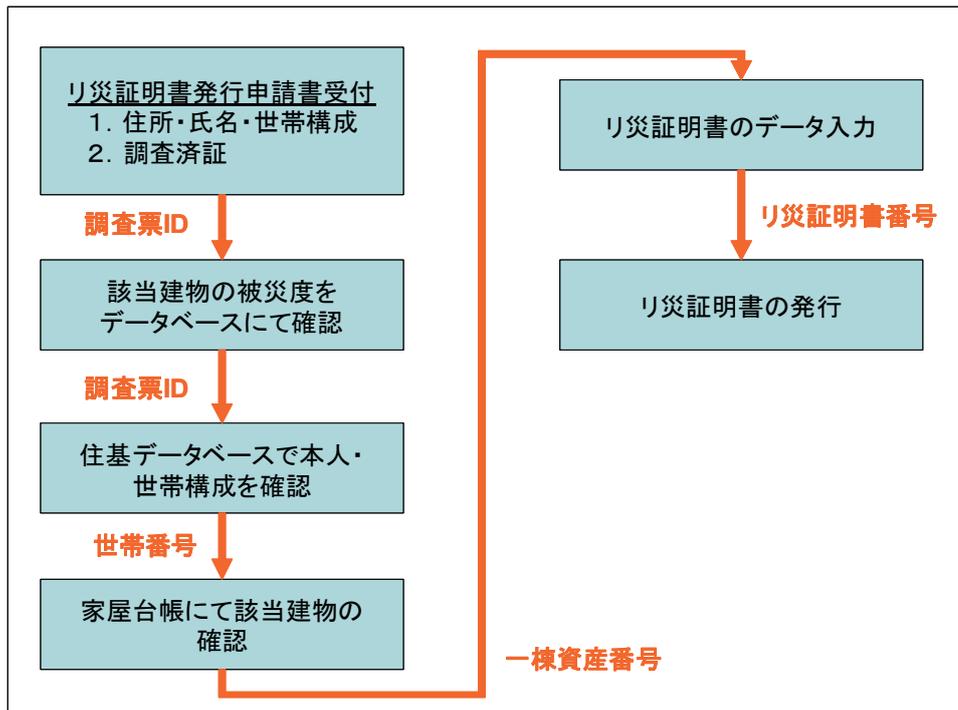


図 12.2.1 り災証明書発行手順



写真 12.2.1 り災証明書発行窓口の様子

り災証明書	
輪島市 〇〇	〇〇
住所	電話
り災者 (現在の避難先)	電話
(フリガナ)	氏名
氏名	続柄
	性別
	生年月日
り災世帯の 構成員	家主
り災場所等	輪島市
	地区
	現在
	(詳細: 専用住宅)
り災程度	一部損壊
り災原因	平成19年3月25日発生した、能登半島地震による。
上記のとおり記載がないことを証明します。	
平成19年4月13日	
輪島市長 梶 文 秋 登	

図 12.2.2 輪島市のり災証明書

## 第1.2節 被災者・被災事業者の再建支援

## 1.2.3 応急仮設住宅の建設・入居状況

能登半島地震における応急仮設住宅の設置状況等は、表12.3.1のとおりである。

表12.3.1 応急仮設住宅の設置状況等

市 町	設置場所 (戸数)	入居開始日	入居状況
輪島市 (4カ所250戸)	宅田町 (20戸)	平成19年4月28日	20戸 (19世帯 39人)
	山岸町 (50戸)	平成19年5月3日	50戸 (50世帯 102人)
	門前町館 (30戸)	平成19年4月28日	30戸 (30世帯 60人)
	門前町道下 (150戸)	平成19年4月30日	150戸 (150世帯 338人)
穴水町 (1カ所45戸)	大町 (45戸)	平成19年4月30日	45戸 (44世帯 90人)
志賀町 (2カ所19戸)	富来領家町 (10戸)	平成19年5月1日	9戸 (9世帯 32人)
	鵜野屋 (9戸)	平成19年5月1日	8戸 (8世帯 19人)
七尾市 (3カ所20戸)	小島町 (10戸)	平成19年5月8日	10戸 (10世帯 28人)
	田鶴浜町 (5戸)	平成19年5月8日	5戸 (5世帯 15人)
	中島町浜田 (5戸)	平成19年5月8日	4戸 (4世帯 13人)
計	10カ所 (334戸)		331戸 (329世帯 736人)

※ 入居状況は、ピーク時で平成19年6月29日16:00現在である。

輪島市における応急仮設住宅の建設・入居状況の概要は以下の表12.3.2のとおりである。また、間取りについては、図12.3.1のとおりである。

表12.3.2 輪島市における応急仮設住宅の状況

建設戸数	館30戸、道下150戸、山岸50戸、宅田20戸：計250戸
第一次入居経過	平成19年 4月12日 応急仮設住宅入居希望者募集広報 4月19日 入居希望受付 4月23日 入居者選考会 4月24日 入居決定・入居説明会案内通知 4月28日 宅田、館、入居説明会及び入居可能日（鍵渡し） 4月29日 道下（深見地区）入居説明会及び入居可能日（鍵渡し） 4月30日 道下、入居説明会及び入居可能日（鍵渡し） 5月3日 山岸、入居説明会及び入居可能日（鍵渡し）
第一次入居戸数	館30戸、道下141戸、山岸43戸、宅田15戸：計229戸
第二次入居経過	平成19年 5月1日 仮設住宅入居希望者募集広報 5月7日～11日 入居希望受付 5月12日 入居者選考会、入居決定通知、随時鍵渡し
第二次入居戸数	道下8戸、山岸7戸、宅田5戸：計20戸
全入居戸数	館30戸、道下149戸、山岸50戸、宅田20戸：計249戸
随時退去受付	平成19年 11月21日 深見地区道路開通による仮設住宅返還に関する説明会 12月9日 深見地区等退去立会

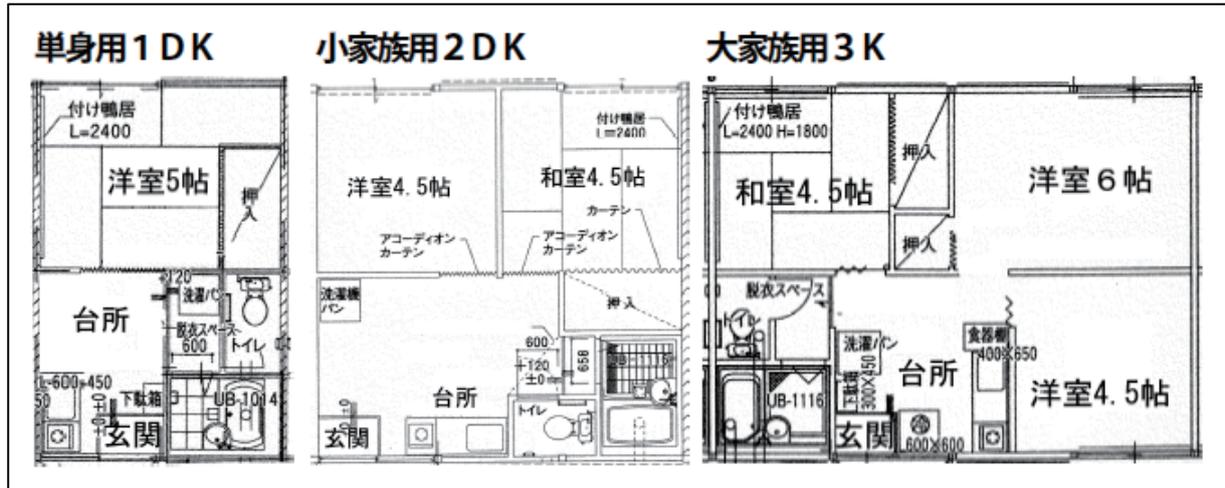


図 12.3.1 応急仮設住宅の間取り

## 第12節 被災者・被災事業者の再建支援

## 12.4 被災者生活再建支援法の適用

輪島市では、被災者生活支援制度に係る窓口を表12.4.1のとおり設置した。なお、当初は相当な混雑を想定して、地区別に受付を行ったが、5月1日以降は、輪島地区と門前地区の2地区で支援窓口を開いた。

対象となる方は、被災時に現実に居住している住居の「全壊」「大規模半壊」「半壊」のり災証明をお持ちの方で、窓口に行く際は、以下のものを用意するよう広報紙等で周知した。

- り災証明（写し可）
- 印鑑（認め可）
- 本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）
- 要援護世帯の場合は身体障害者手帳など
- 通帳、またはその写し（金融機関名、預金区分、口座番号、口座名義のわかるもの）
- その他、必要と思われるもの

また、「被災者生活再建支援法」が平成19年11月16日に改正されたが、能登半島地震の際の受付時には改正前であったため、図12.4.1のとおり、所得制限や支援金の使途についての制約があった。

なお、改正前の国の被災者生活再建支援制度は、住宅の建設・購入・補修費には活用することはできず、また、年齢や所得によっては対象外になるなど複雑で非常に使い勝手が悪く、制度があっても被災者の生活再建には極めて不十分な制度であったことから、石川県では、国の制度を補完するための独自制度を創設し、被災世帯の支援を図るとともに、国に対し被災者生活再建支援法の見直しを求めた。

国でも、制度の見直しに向けた「被災者生活再建支援法に関する検討会」を設置し、作業を進めていたことから、全国知事会も国に対し、見直しを求めたところ、平成19年11月9日、自民、公明、民主の3党共同提案として法案が提出され、衆参両院で可決、成立し、12月14日に改正法が施行され、能登半島地震にも遡及適用された。

この改正により、能登半島地震の被災世帯も制度改正の申請ができるなど大幅に改善が図られ、被災者の住宅再建に対する支援として実効性ある制度となった。

表12.4.1 受付窓口のスケジュール

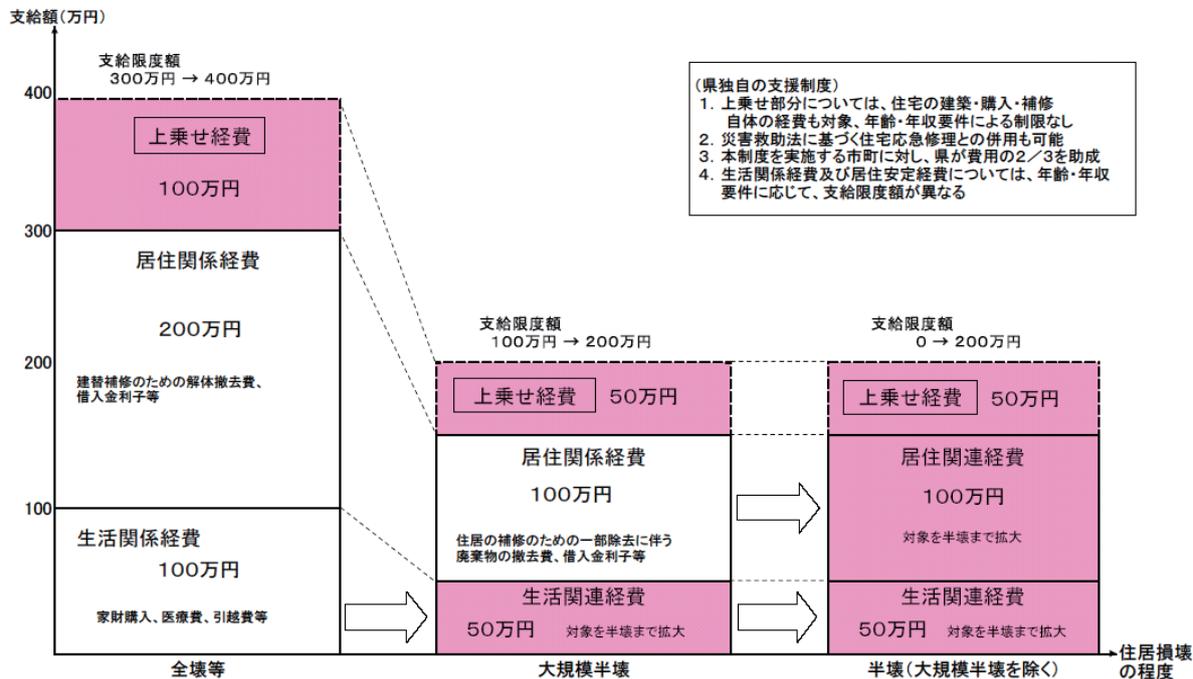
地区名	日程	受付場所	受付時間
諸岡	4/17～18	門前総合支所1階	<土・平日>
門前	4/19～20	門前総合支所1階	午前9時～午後5時
河井、鳳至	4/21、23～24	市役所本庁舎1階	<日・祝日>
仁岸、阿岸、浦上、黒島、本郷、七浦	4/25～27	門前総合支所1階	午前9時～午後3時
海士、輪島崎、大屋、鶴巣、河原田、町野、三井、南志見、西保	4/28～30	市役所本庁舎1階	

(注) 5月1日以降は、輪島地区・門前地区の2地区で支援窓口を開いた。

第1.2節 被災者・被災事業者の再建支援

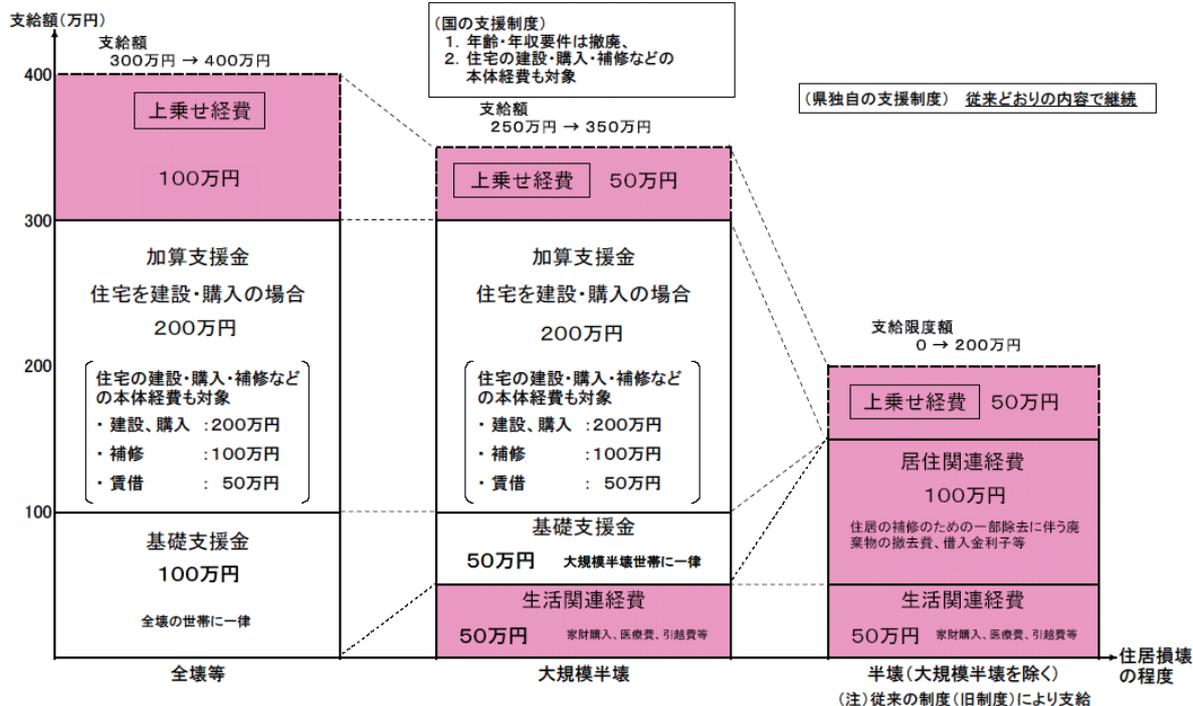
① 改正前の被災者生活再建支援制度(国の旧制度+本県独自制度)イメージ(網掛け部分が本県独自制度)

(例) 年収500万円以下で、持家を建替え又は補修する場合



② 改正後の被災者生活再建支援制度(国の新制度+本県独自制度)イメージ(網掛け部分が本県独自制度)

(例) 新たに住宅を建設・購入する場合(年齢・年収要件なし)



※ 国の旧制度を利用している方の支給額は、新制度の支給額から旧制度で既に支給を受けた額の差し引き額となる。

図 12.4.1 被災者生活再建支援制度の新旧比較

## 第1.2節 被災者・被災事業者の再建支援

## 1.2.5 被災者相談所

輪島市における被災者支援の内容と相談窓口については、表 12.5.1 のとおりである。

表 12.5.1 被災者への支援内容と相談窓口

内 容	相談窓口	
当面の生活資金の支援	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	災害援護資金	福祉課、総合支所健康福祉課
	母子寡婦福祉貸付金	福祉課
税金・保険料等の減免	市税等の減免	税務課、総合支所税務課
	国税の減免	輪島税務署
	県税の減免	奥能登総合事務所税務課
子どもの養育支援	児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課
	保育所保育料の特別措置	
医療費・介護サービス等の減免	国保・老保の医療費の一部負担金の減免	保険課、総合支所健康福祉課
	介護サービス使用料の減免	保険課、総合支所健康福祉課
	障害福祉サービス等使用料	福祉課
住まいの確保・再建	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	災害復興住宅融資等に関する利子補給制度	取り扱い金融機関
住まいの補修	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	住宅の応急修理制度	災害復興支援室
	母子寡婦の住宅資金	子育て支援課
	災害援護資金	福祉課、総合支所健康福祉課
賃貸住宅への移転	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
中小企業・自営業への支援	能登半島地震被災中小企業復興支援基金	商工業課
	能登半島地震に対応した融資制度	輪島商工会議所

## 1.2.6 風評被害対策

## (1) 観光キャンペーン

平成19年3月25日(日)の地震により休業した旅館や観光施設は、急ピッチの復旧作業により、そのほとんどが被災から1箇月後までには営業を再開した。

この間、観光面では、地震発生直後から能登各地の観光施設の被災実態や、観光客の安否の把握に努めるとともに、県の観光ホームページで、交通情報や宿泊施設の正確な営業情報等の提供を行い、3月30日(金)には国土交通省北陸信越運輸局や観光関連機関等のホームページとリンクし、情報提供体制の充実に努めた。

そして、能登有料道路復旧の4月27日(金)を機に、「元気宣言、能登。」をキャッチフレーズとした風評被害払拭キャンペーンを開始し、情報発信として、まず、当日朝、全国放送のテレビ番組に知事が生出演し、「能登は元気」、「能登へ更なる元気づけにお越し下さい」と全国に向けて直接呼びかけた。

また、平成18年に能登を舞台に制作された映画「釣りバカ日誌17」の主人公役である西田敏行さん、三國連太郎さんお二人に特別にご協力をいただき、平成19年4月27日(金)、28日(土)に全国紙4紙及び地元紙5紙に、知事のメッセージとお二人の写真とメッセージを用いた広告を掲載したほか、お二人の声で能登の魅力を訴える全国向けラジオコマーシャルを3週間にわたり実施した。

さらに、県観光大使など石川県ゆかりの著名人の方々にご協力をいただき作成したポスターを、全国のJR主要駅、高速道路サービスエリア等へ掲出したほか生活情報の女性向け全国誌への観光・特産品情報掲載、そして、県観光大使の松井秀喜氏のステッカーを制作し、3大都市圏等行きの特急バスや観光バス、路線バス、タクシーに掲出し、元気な能登をアピールした。

キャンペーンイベントとしては、3大都市圏等での街頭キャンペーンや交通事業社、旅行会社、マスコミへの訪問、県外での観光物産展でのPR、旅行会社商品企画・販売担当者の招待宣伝などを通じて風評被害払拭に努め、併せて、能登への誘導策として、大型観光バスの能登有料道路の片道通行料助成やタレントのステージ観覧を組み込んだ能登元気づけの旅を実施した。

平成19年6月28日(木)には、県全域に及んだ風評被害払拭と更なる誘客を促進するため、新たに関係行政機関や観光団体等で構成する全県的な組織として、「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会を立ち上げ、情報発信として、全県の観光地を素材に季節ごとの観光ポスターを作成したほか、石川県を舞台としたテレビ、ラジオ番組の誘致、政府公報テレビ、ラジオ番組、新聞広告の活用、雑誌、スポーツ紙記者や旅行商品企画・販売担当者の招待宣伝、人気旅行サイトでの情報発信を実施した。

キャンペーンイベントとしては、川中美幸さんなど県観光大使等によるコンサートやトークショーを組み込んだツアーを実施する一方、観光団体などが実施する地域魅力アップ事業への助成や被災地域の団体が企画・実施するボランティア感謝の集いへの支援により、石川の観光魅力の向上を図り、誘客促進に努めた。

こういった活動を通じて、県内の観光入り込み客数は、平成19年末までには主要温泉地で減少幅が徐々に縮小するなど、概ね回復傾向が見られるようになった。

## (2) 能登ふるさと博の開催

平成20年は、落ち込んだ観光入り込み客数(H19年)を、平成18年並に戻すため、広域的な取組として、「能登ふるさと博」を開催し、引き続き、能登半島地震被災中小企業復興支援基金の運用益を活用しながら、風評被害キャンペーンに取り組んだ。

7月19日から10月26日までの100日間にわたり、能登全体を大きなパビリオンに見立て、①能登の魅力再発見による「賑わい創出」、②元気な能登の全国発信を基本コンセプトに、能登4市5町を舞台に、多彩なイベントを展開した。

事業の実施にあたっては、3月24日、「ほっと石川」観光キャンペーン実行委員会に、能登を中心とした、地元行政や商工会議所、観光団体、農林水産団体等で構成する「能

第12節 被災者・被災事業者の再建支援

登部会」を設置した。

4月15日、博覧会の開催を広く全国に向けてアピールするとともに、多くの参加によって博覧会を盛り上げていくため、シンボルとなる「マスコットキャラクター」のデザインと愛称の募集を開始した。全国から寄せられた186点の応募作品の中から、「のどドン」が選定された。

博覧会のスタートとなった7月19日には、能登空港に隣接する輪島市交流センター(日本航空学園内)でオープニングイベントを開催した。

谷本知事をはじめ、地元国会議員や県議会議員らの来賓を迎え、関係市町、商工、観光団体関係者によるオープニング・セレモニーを開催した。「輪島朝市」をリリースした水森かおりさんによるスペシャルステージや4市5町の物産市、11店舗による能登半夏メニューのPR販売などが行われ、約6,000人が来場した。

様々なイベントの実施に加え、能登地域に足を伸ばしてもらうための誘客促進策として、能登有料道路の通行料金の助成を実施した。

(3) 観光入り込み客数の増加

博覧会を開催した入り込み客数をみると、速報値ではあるものの、県内の主要7温泉では、前年(平成19年)比10%増、地震前の平成18年比でも1.8%の増となった。また、主要観光地については、輪島朝市では前年を27.7%上回っているものの、平成18年比では9.1%の減となったが、のとじま水族館や兼六園ではともに地震前の平成18年の入り込み客数を大きく上回った。



写真 12.6.1 知事メッセージと西田敏行さん、三國連太郎さんのメッセージと写真を用いた新聞広告



写真 12.6.2 能登ふるさと博

第1.2節 被災者・被災事業者の再建支援

1.2.7 能登半島地震復興プラン「元気のと創生プラン」

(1) 計画の基本的事項

1) 計画策定の趣旨

県政史上未曾有の大災害となった能登半島地震について、被災地や被災者の個々のニーズを踏まえながら、既存の制度や新たに創設された能登半島地震復興基金と能登半島地震被災中小企業復興支援基金の二つの基金を活用し、地元市町とも連携の上、復旧・復興に向けた施策を総合的、網羅的に進めることにより、一日も早く被災地の復旧・復興がなされるよう、この計画を策定した。(平成19年10月)

2) 計画の性格・役割

- ① この計画は、被災者の生活再建や中小企業の再建を最重点課題に、被災した住家、地域の共用施設、被災店舗、公共土木施設の復旧等、生活や産業の再建の基礎となる事業を施策の中心に置き策定した、現段階における復旧・復興に向けた計画である。
- ② また、この計画に盛り込まれた施策は、過疎化、高齢化が著しい地域における復旧・復興に向けたものであり、この点がこの計画の特徴といえる。

3) 計画期間

計画期間は、短期に集中的に事業を実施するため、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする5年間とした。

(2) 復旧・復興の基本的考え方

1) 復旧・復興の基本的視点

- ① 高齢者等の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしの再建
- ② 能登の風土に根ざした特色ある産業の再建・復興による、地域経済の活性化
- ③ 地域コミュニティの再生により、貴重な地域資源を継承するなど持続可能な地域づくりや地域振興
- ④ 観光面での風評被害の払拭

2) 復旧・復興の目標

持続可能な能登の再生と創造

<能登半島地震復興プランの施策の体系>

I 安全・安心な暮らしの再建	1 生活の再建	(1) 住宅の再建支援 (2) 安全・安心な生活支援
	2 生活基盤の復旧・整備推進	公共土木施設等の復旧・整備推進
II 地域の特色ある産業・経済の再建・復興	1 産業の復興	(1) 中小企業の復興支援 (2) 商店街の復興支援
	2 農林水産業の復興	(1) 農林水産基盤の復旧 (2) 農林水産業の復興支援
III 持続可能な地域づくり	1 地域コミュニティの維持再生	(1) 地域コミュニティ活動の支援 (2) 地域コミュニティ施設の復旧支援
	2 地域資源の保存活用	(1) 能登ブランドの振興・創生支援 (2) 能登らしい景観・文化の保全・保存支援
	3 交流とにぎわいの創出	(1) 交流基盤の整備 (2) 観光振興

## 第12節 被災者・被災事業者の再建支援

## (3) 基金の設置とその活用

## 1) 能登半島地震復興基金の設置

平成19年8月20日、「財団法人 能登半島地震復興基金」を設立した。

この財団は、県が基本財産を全額出捐し、県・関係市町・関係団体に構成する団体であり、県からの無利子貸付金を原資として、500億円の復興基金を設置した。

その運用益を活用して、行政の直接執行を補完し、現行制度のすき間を埋めるものとして、機動的、かつ、きめ細かな対応が必要とされる被災者等に支援することとしている。

## &lt;主な基金事業&gt;

- ① 被災者の住宅及び生活の再建を支援する事業
- ② 被災地域の農業等の産業復興を支援する事業
- ③ 被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する事業

## 2) 能登半島地震被災中小企業復興支援基金の設置

平成19年7月3日、被災した中小企業の再建・復興への取り組みを機動的に支援するため、300億円の被災中小企業復興支援基金を設置した。

従来の制度では、政府系金融機関からの融資に対する利子補給しか認められていなかったが、被災中小企業の要望に応えるため、国と交渉を行った結果、様々なハード、ソフト事業が実施できるようになった。

これは「石川県方式」とも呼べる画期的なものである。

特に甚大な被害を受けた、輪島漆器、酒造業、商店街の3業種を重点支援業種と位置づけるとともに、被災中小企業に対する幅広い支援を行っている。

## &lt;主な基金事業&gt;

- ① 復興計画策定・推進に対する支援
- ② 個別企業の事業用施設設備復旧費助成、ソフト事業への助成
- ③ 販路開拓等支援事業
- ④ 能登半島地震対策融資、政府系金融機関の利息・保証料補助
- ⑤ 風評被害払拭・誘客促進観光キャンペーン事業

1.2.8 能登ふるさと住宅

能登半島地震で被災した住宅の再建を支援するため、県では、低価格で良質な住宅のモデルプランである「能登ふるさと住宅」を企画し公表した。「能登ふるさと住宅」は、能登地域の気候・風土に配慮した伝統的工法を採用しながら、高齢者にも優しく、現代的な住まい方もできるように配慮した住宅で、かつ間取りの工夫や仕上げを行わない「アマ」空間の採用、また能登半島地震復興基金事業「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」による200万円の支援などにより、被災者にも無理なく建設できる住宅となっている。

建設にあたっては、能登半島地震からの復興を支援する建築関係団体や住設機器メーカー等によって構成される「能登ふるさと住宅事業者協議会」が特別に協力することで、低価格かつ適正な品質での住宅の供給を確保している。また、敷地に合わせた配置計画を行うことや、プランの一部を変更する際には、無料でアドバイザーの派遣を受けることもできる。（復興基金事業）

一方、「能登ふるさと住宅」の実物を見て、体験してもらうため、3棟のモデル住宅を被災地である輪島市（2棟）及び穴水町（1棟）に建設した。このモデル住宅は、住宅再建を検討している方にご覧いただくと共に、地元工務店等が伝統的工法のモデルルームとして活用していただき、平面プランや仕上げなどの住まいづくりのイメージを共有した上で、住宅の建設に着手するなど、住宅再建の拠点となることを期待している。また、モデル住宅においては、説明員及び住宅再建アドバイザーが常駐しており、被災者や施工者に対してきめ細かい対応を行っている。

【輪島市門前町道下】 延床面積：74.53㎡ 本体価格：1,250万円



【輪島市河井町】 延床面積：49.68㎡ 本体価格：1,100万円



【穴水町】 延床面積：79.97㎡ 本体価格：1,350万円



写真・図 12.8.1 能登ふるさと住宅（輪島市門前町道下、輪島市河井町、穴水町）

## 1.2.9 災害廃棄物の処理

能登半島地震で被害を受けた輪島市では、最終処分場の被害は無く、焼却場は輪島クリーンセンター及び輪島市穴水町環境衛生施設組合クリーンセンターにおいて炉や煙突に被害が生じたが、応急復旧の処理を講ずることにより、炉を停止することなく、運転を継続した。

一般廃棄物については、指定ゴミ袋の有料化を行っていたが、災害ゴミについては無料回収を行った。さらに、処分場への持込も、無料とした。

輪島地区では仮置場は設けず、ステーション収集と自己搬入で対応した。門前地区は、処分場が離れているため、通常のスーション収集に加え、5地区の駐車場や空地を利用して一時集積場所を設けた。なお、不燃物は輪島クリーンセンターに、可燃物は輪島市クリーンセンター及び輪島市穴水町環境衛生施設組合クリーンセンターに搬入した。

また、解体廃棄物については、門前地区では、当初、地元の建設業協同組合が道下地区に私有地を借りて仮置場を設けたが、その後、広大な敷地で周辺への環境影響が少ないモータースポーツ公園に変更した。輪島地区では、マリントウンに広大な仮置場を設けて、木くず、がれき、金属くず、その他に分別して搬入した。

なお、輪島地区のマリントウンは市街地や観光施設に近いが、粉塵の飛散が懸念されたため、周囲をシートで覆うとともに、大気環境測定を行った。



写真 12.9.1 災害ゴミの様子（1）



写真 12.9.2 災害ゴミの様子（2）

（出典）土木学会・地盤工学会：2007年能登半島地震被害調査報告書，P.255-269，平成19年10月